

予算特別委員会会議録(2)			
日 時	平成10年6月11日(木)	開 議	午後1時00分
		散 会	午後5時40分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	大橋委員長、見楚谷副委員長、中村・鈴木・松本・斉藤・秋山・佐々木(勝)・倉田・横尾・琴坂・高階各委員		
説明員	市長、本保監査委員、平野・小原両助役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、土木部参事、保健所長、消防長、国体準備・小樽病院・監査委員各事務局長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

委員長

開議宣告。署名員に松本、佐々木(勝)両委員を指名。付託案件を一括議題とし、理事者からの発言の申し出を許可する。

市長

昨日の斉藤議員の代表質問で、旧小樽市農協に関する問題について本日の予算特別委員会の冒頭に調査結果を報告すると申し上げたが、現在、鋭意調査検討中であるので、もうしばらく時間を貸していただきたい。

斉藤委員

もうしばらく時間を貸してもらいたいというが、これは当委員会に付託されている議案に係わる問題であり、いつまでに調査結果が出されるのかが非常に大きな問題である。仮に今議会終了後までかかるというのであれば、その部分は見合わせるか、あるいは凍結するということも考えるべきではないか。

市長

当然、今議会に提案している案件であり、議会中の早い時期に報告をするようにしたいと思っている。ただ、経理上の課題や合併後の課題といろいろ難しい問題があり、あくまでも基本的には会期内というで考えているが、仮にかなり時間を要するというのであれば、今話のあったことも含めて考えてみたい。

委員長

これより総括質疑に入る。

高階委員

景気対策について

現在の経済状況に対する理事者の認識は甘いのではないか。地元中小企業の経営状況は厳しく、特に金融機関の貸し渋りが大きな問題となっている。最近の貸し渋りの問題等も含めて、市の相談状況はどうか。

中小企業センター所長

中小企業センターで行っている金融・経営・労働相談等、総合的な中小企業者の相談ということで行っており、特に運転資金の部分に相談が集中している。今年の1月では対前年度では2倍、また、3月では477.8%増となっている。また、4月では229.4%増という相談を受けていたが、5月に入ってから件数が減り、7割程度の件数で推移している。

相談の主な内容は、昨年は拓銀がらみあるいは年度末資金や先行き不安に対する資金手当といった部分の相談が多かった。また、年明け後の今年度では先行き不安からの資金手当の部分、年度末手当の部分、年度明け後の事業資金の部分が主となっている。確かに昨今の景気低迷の中で、売り上げ減に伴う、運転資金の手当の相談が増えているのも事実である。

高階委員

相談件数は増えているが、相談によって解決された件数はどうか。

中小企業センター所長

先日、相談後の経過について40件程度を聞き取り調査した。その中には何故聞きに来るのかと不快感を示した企業者もいたが、約25%にあたる企業者は相談に来たが、金融機関への相談にはまだ行っていないということであった。また、金融機関に行ったけれども、融資を断られたというのは4件程あった。逆に市の融資制度、プロパ-資金を含めて5件程度となっている。

高階委員

金融機関から借りた資金の回収を迫られたり、あるいは継続して融資を受けられないというケースをよく聞くが、類似した相談はあるか。

中小企業庁長

そのような切羽詰まった状況のものは聞いていない。個々のケースで確認の必要がある場合スには直接金融機関に問い合わせをし、状況把握を行っている。仮にだめになったケースでも他の金融機関を斡旋するとか、また、国・道が特別な資金を創設しているので、それを斡旋しながら連携を取るなど、できるだけ融資に結び付くような努力をしてきている。

高階委員

答弁を聞いていると市の制度ばかりではなく、国や道の融資制度もあると言う。現状は市長が答弁しているような生易しい状況ではないと思うが、どうか。

市長

最近、市長会等でいろいろ陳情の機会があり、中小企業の金融対策を大きな柱として、また、中堅企業に対する国の施策というものについて、中央に強く要請をしている。中小企業庁の次長にも会い、北海道の中小企業や中堅企業の実態、中小企業の中でも貸し渋り等の関係、それに関連して国の国民金融公庫・商工中金などによる補完を要請して来ている。決して楽観しているわけではなく、厳しい見方をしながら、対応策についての要請等を行っている。

高品委員

国の16兆円に及ぶ景気対策を受けて、道・市町村では景気浮揚のための補正予算を組んでいるが、中小企業に対する具体的な対策が見えてこない。今までもこのような景気対策を行ってきたが、目に見えた効果は現れていない。従前と同じ手立てだけでは大きな効果は期待できないのではないか。

財政課長

この度の補正予算のみで市内の景気を浮揚するということは大変難しいものと考えている。ただ、自治体としても効果を生み出すということになれば、先行して国・道が全体としての対策を講じる中で、効果が出てくるのではないかと考えている。平成4年度から平成9年度のトータルは約70億円を超える補正予算を計上しているが、直接的に景気につながっていないというも事実ではないかと考えている。

ただ、国としても従来型から一歩抜け出した形での対策を考えているようであるし、さらに状況を見た中で今後また追加の対策が出てくるのではないかと考えている。

高階委員

従来型の公共事業では経済波及効果や雇用拡大の点で一定の限界があると思う。専門雑誌によると、公共事業が有効な景気対策か否かの基準は民間需要の呼び水となるかである。単年度だけ公共事業を増したとしても、果たして建設業者が積極的に機材等を購入し、雇用を増やしたりするだろうか。かえって不良債権など借金の返済に回るのでないか。

公共事業のあり方について、どのように考えているか。

財政課長

経済対策としての公共事業については様々な意見がある。特に最近は公共事業偏重型の限界が議論に上がっているのは事実である。ただ、いろいろな意見の中には、当面の対策として公共事業はある程度有効であるという意見もあるので、国としてもその辺のバランスを見ているところでないかと考えている。そういう意味から今回の対策においても、かつてない分野にも振り向けており、取り組みの違いが出ていていると考えている。

高階委員

公共事業は市民の税金を使い、文字通り市民のためになるということで行われている。その場合、よく言われるのは費用便益分析をきちんとやった上で、使われた税金がプラスになるという見通しを立てて、公共事業を行うのが鉄則である。

本市もそのような見通しを持って公共事業に取り組んでいるのか。

財政部長

公共事業に対する取り組みは、産業・生活関連部門で市民ニーズのある部分について、重点的に進めてきている。

高階委員

大きな事業を進める場合、ある程度の見通しを持って行っているのか。

財政課長

確かに現段階では一つ一つの公共事業について、将来的な波及効果を試算した中で全て計上している訳ではない。また、そのようなノウハウも今現在持ち合わせていない。ただ行革の中でも事業の評価を含めて、どのような手法があるのかを探るべきではないかという動きも出ているので、将来に向かってはそのような効果も研究していかなければならないと考えている。

高階委員

築港再開発の基盤整備に約156億円の公費が投入され、その半分は市費である。これだけの投資に対するメリットについて、具体的な数値は今だに示されていない。公共事業を進める上で具体的なメリットを示すことは必要なことではないのか。

小原助役

公共事業における費用対効果について、従来からこのような考え方はあったが、全ての公共事業について、そのような評価ができるのかという問題がある。評価するバックデ－タが従来は揃っていなかったという状況がある。

市においては計数的な費用対効果ということではなく、事業そのものの緊急性、重要性、それが完成した時にどのような効果があるのかという観点から、その事業の評価を行い、優先順位をつけるというのが現状である。

しかしながら、今後、公共事業における費用対効果ということを求めていく傾向にあるので、これからは評価をしながら進めていかなければならないのかと考えている。

高階委員

この度の景気対策については国・道と協議の上、最終的に決定したということであるが、一方的に上から押しつけられたのではないのか。それとも市はこのようなことを希望していたが、調整の結果、今回示された内容になったということか。

財政部長

通常の補助事業の場合、例年であると来年度実施する事業については、国の予算要求にまとめるということもあり、まず、今ごろ概算要求という形で進める。秋口にその事業について修正・変更をして、12月の国の予算が確定した段階で内示という形で行われるのが通常である。

今回のように緊急の経済対策ということになると、国において補正を組むという意向があった段階で、国から各自治体に対して地元でどのような事業ができるかについての打診がある。この打診について、本市としても基本的には今年度の設計を行った結果、本年の事業の中で例えば補足をするようなもの、来年度の事業と考えていたもの前倒しを基本的に考え、投資効果あるいは早期に着工できるようなものを国に要望することになる。これで国の枠の中で各事業について箇所づけされたということである。

高階委員

福祉部門の整備は道路整備等のように一時的な雇用と違い、市民の雇用拡大・収入増につながる。このようなものこそ積極的に取り組むべきではないか。そのような主張を国に対して行ったのかどうか。

財政部長

福祉に関わる予算編成について、今回の景気対策にあたり、国の方でも新社会資本の整備ということで、小樽市において福祉施設の建設がないのか福祉部と調整してきた。現時点で調整がつかなかったため、今回の補正には計

上しなかった。

福祉部長

景気対策の一環として前倒しの要請があったのは、特養老人ホーム・ケアハウスについてである。この事業主体は法人であり、現在法人と協議を行っているが、前倒しということになれば、法人の資金繰りの関係や工事の手立て、特に今回予定しているところは土地造成工事の課題もあるので、引き続き協議をしている。

なお、これについては協議がまとまり次第、窓口の調整をしながら必要な対策を取っていききたい。

高階委員

財源は半分以上が起債であり、いずれ交付税措置がされるので、財政上問題はないという答弁であったが、今回の2定分を含めると起債残高はいくらになるのか。

財政課長

今回の分を含め、全会計で1,400億円程度の残高になる見込である。

高階委員

これは借金なので、当然将来支払っていかなければならない。一方では市は毎年道に財政健全化計画を提出している。年度ごとに計画を立てて、財政の健全化を進めているが、それとの関係ではどうあるべきなのか。

財政課長

公債費の増高は財政の硬直化につながってくるので、その面では非常に危機感を持っている。最近では事業の厳選を行う中で、起債発行額の圧縮に努めている。今回のように事業の前倒しに伴って交付税による裏措置というものがあるので、前倒しできる部分については可能な限り、それに対応することによって財政負担をトータルとして少なくしていきたい。

なお、道に提出している健全化計画は、ある程度目標数値ということで提出している。

現在、なかなか国・道の財源を見込めない中で、市の財政計画が立てられない状況にあるが、今後とも借り入るものについては慎重に考えていきたい。

高階委員

道に財政健全化計画を提出しながら、一方で景気対策として起債の発行を行うというのはどういうことなのか。

財政部長

公債費をできるだけ圧縮することが財政健全化のために必要であろうと認識している。

今回については国の財政法の関係もあったが、最近の不況の中での緊急経済対策という観点から、やむを得ず事業を行っているということである。市としてもそういう意味で約11億円に上る補正予算を組んだ。決して財政健全化がなくなったということではなく、最近の不況に対する経済対策ということで認識を願いたい。

高階委員

我が党は取りあえず消費税を3%にし、行く行くは恒久的な減税をという主張を持っている。政府が行う景気対策としての減税あるいは消費税の問題について、どのように考えているか。

財政部長

今回の特別減税に際し、消費税を3%に戻した方がよいのではないかと、あるいは恒久減税がよいのではないかと等いろいろ意見がある。ただ、税制は総合的な観点から行っていかなければならない。私どもとしては政府税調等で慎重に日本の税制がどう在るべきか注視しているところである。

高階委員

有事法制について

「周辺事態の措置法案」が国会に提出されているが、これについてどのように考えているか。

総務部長

法律の正式名称は「周辺事態に際して、わが国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」ということで、わが国周辺地域における日本の平和と安全に重要な影響を与える事態に対応して、わが国が実施する措置、実施の手続き、その他重要なことに対応して、日本の平和と安全を確保する法律である。

高階委員

「周辺事態」の定義が非常に曖昧であり、正確に言うべきではないか。この法律は地域戦争対処法と言った方が分かりやすいと思う。「周辺事態」の中身について、どのように考えているか。

総務部長

「周辺事態」については国会でいろいろと論議されており、私どもから答弁するのはなかなか難しい問題である。

高階委員

この法案が可決されれば、正に直接地方自治体にも関わってくる問題である。市長は西脇議員の代表質問に対し、「米軍の支援だけではなく、日本の平和と安全のため云々」と答弁しているが、これはどういう意味か。

市長

「周辺事態」というのが非常に抽象的な、曖昧な概念であるが、周辺地域に何かがあって日本の平和と安全が損なわれるおそれがあるというときに、この法律が発動される訳であるから、そのことを申し上げた。また、周辺ということはこのガイドラインを決めたときに、後方支援という形で何十項目か示されているので、そのことを申し上げた。

高階委員

日本の平和と安全というが、勿論日本が侵略された場合、これは日本に関わる問題であるが、そうでない場合にも後方支援と言うことで自衛隊の出動や自治体に関わってくるのではないかと危惧するが、どうか。

市長

周辺事態法案はまだいろいろと議論があると思う。「周辺事態」についても地理的概念ではないとか議論されており、これから国会において審議がなされる問題であると思う。

それと同時にその中で自衛隊の果たす役割というものもあるし、また、自治体・民間にも依頼することができるという形の条文もある。直ちに戦争に巻き込まれるということではなく、あくまでも一つのル・ルに沿って後方支援をしていくということであろうと思っている。

ただ、問題はこういったものを「周辺事態」として認めていくかということ、それをどこが認めるかということがこれからの課題になるかと思う。平和主義を貫いている日本なので、憲法の範囲内で周辺有事に対する必要な支援をしなければならないときは、そのル・ルに沿ってやっていくべきであろうと思っている。

高階委員

現在、空母インディペンデンスがペルシャ湾に出動していることは日本の平和と安全にとって関わりがあるのか。

市長

このことについてはニュースで見ているが、このことがどのような意味を持つか私は承知していない。それと小樽港入港との関連ということであれば、それは全く使命の違った形での、友好親善ということでの入港と理解している。

高階委員

誰が考えても、日本の安全と平和を守るためにペルシャ湾に行っていると考える人はいないと思う。この法案が可決されれば、そうなりかねない。この法律が成立し、これに関わって入港ということになれば、単純に友好親善ということにはならないのではないか。

市長

友好親善という場合には、従来から核の問題を確認しながら入港していたが、周辺事態法案による入港というこ

とになると、日本の平和と安全が損なわれるような大変な事態であると思う。そういうような事態の中で、後方支援としての港湾の利用ということになれば、全く友好親善で入港するのと違ってくるので、その場合に対する考え方は自ずから違ってくるのではないかと考えている。

高階委員

ガイドラインの議論の時も憲法の枠内という言い方をしていた。憲法は国の最高法規であり、これを頂点にして各法令がその下にある。しかし、安保に係る法令はそれとは別な関係にあるのではないかと感じる。

周辺有事法案のどこを見ても、自衛隊が行動する場合に国会の承認が必要であるとはなっていない。市長は憲法の枠内と強調するが、このような動きについてはどのような見解を持っているか。

市長

自衛権の中での問題であって、戦争をするものではないという趣旨であると思う。例えば周辺有事の際にこれをどこで決めるか。国会で承認をするか、あるいは閣議決定するかはいろいろ大きな問題であると思う。単純に閣議決定は如何なものかと思っている。その辺についてはこれからの議論になると思っている。事態の緊急性ということもあるのかもしれないし、かなり専門的な立場での議論・検討が必要な問題ではないかと考えている。

高階委員

日本のあちこちで問題になっているが、米軍の飛行機が地上すれすれを低空飛行するために、いろいろな影響が出ている。米軍が低空飛行することは日本の法律では規制できない。このようなことを一つとっても果たして日本の憲法が守られているのか疑問である。

自衛隊法第3条では海外への出動を禁じている。ところが後方支援という理屈を付けて自衛隊法第100条に一項目を追加してできるようにしている。

港湾・空港の使用については自治体の協力が義務規定になっている。第2項では自治体の管理する例えば病院、市の市有財産についてはあくまでも同意が必要である。いずれこれらについてもはっきりとするが、研究をしてもらいたい。

琴坂委員

除雪について

本年1定において、業者選定にあたっては技術レベルや除雪業務に対する誠実さを判断して、更新していく必要があるのではないかと指摘した。現状は正に一部業者の指定席になっている。

市内の土木A2業者が自分の受け持ち地区の仕事を、他の業者に丸投げをしていた事実を指摘したが、そ実態について説明せよ。

(土木部)管理課長

業者を呼んで事情聴取したところ、平成9年度についてはJVの構成員であるこの業者の受け持ち区域を、全てAランク業者に請け負わせていたということである。

琴坂委員

これは正に丸投げである。入札をするでもなし、あるいは業者選定するでもなし、漫然と随意契約を行っていた。住民から余りにも苦情の多い除雪路線については問題であると何度も指摘してきた。しかし、この業者はすりかわっているので、何という業者なのか分からない。

このA2業者は自分で除雪できないのであれば、辞退すべきものである。しかし、正に自分の権利として第三者に譲渡していたわけであるが、理事者はこのような状況を知らなかったのか。

土木部次長

今回のA2業者についてはそのような事実を承知していなかった。

琴坂委員

このことを指摘してから大分経っており、職員は知っていたのではないか。除雪にあたっては直接このA2業者に指導はされていたのか。

土木部事業所長

A2業者に除雪の指導はしている。

土木部次長

A2業者には指示をしているつもりであるが、実際に調査した結果、このような状態が起きたのは、ここ3年程の間ということが分かった。A2業者には指示をしてきたが、いろいろと課題が残っているので、それらについても把握をしながら是正していきたい。

琴坂委員

3年間にもわたって丸投げ状態が続いていた。今年の冬になってから、この路線の業者はとんでもない業者なので、指導して欲しいと直接申し上げた。この改善命令はA2業者にされたのか。それとも実際に仕事をしていたDランクの業者にされたのか。

土木部事業所長

改善命令はA2業者に指示している。

琴坂委員

そうであればA2業者は極めて問題である。小樽市の除雪体制は4ステーションに4つのJVを組んで18社で構成している。共同企業体という形で4社が入っているが、受け持ち地域を4つに分けてそれぞれに仕事をさせているという関係である。

実際に市の管理の都合で、4つのステーションに除雪体制を組んでいくときに、3~4業者を共同企業体と位置づけること自体まずいのではないか。

(土木部)管理課長

通常共同企業体の契約方法と同じであり、メインの会社と小樽市が契約を締結している。共同企業体の中身は一つの仕事を3社で行うというJVもあるだろうし、もう一つは分担施工方式というか、地区を分担して一つのJVでその地域の除雪を行う場合がある。

琴坂委員

市としては1つのステーションに1つのJVを組んで、その代表者と契約すれば楽である。しかし、住民が除雪に対していろいろ苦情を言おうとも、実際には除雪をしている業者に改善命令が届かないまま推移してきている。現在のような4ステーションに4社を入れるとしても、受け持ち地域を割り付けしていることが、行政の目が届かない一つの原因になっているのではないか。

土木部長

このJV化については過去からいろいろ問題等もあった中で、平成2年度から実施してきている。指摘されている点の意識の薄さもあったかと思うが、このような経済状況下では、確かに指定席の問題、業者の競争の問題等がある。反省も込めて今後の展望の中で、いろいろ検討をしている最中である。必ずしもJVが悪いということもないと感じているので、今後、それらも踏まえながら精査をしていきたい。

琴坂委員

丸投げしたA2業者は処分の対象にならないのか。

土木部次長

このことが契約に違反しているのか、その辺を精査して考えさせてもらいたい。

琴坂委員

今年行った除雪の不始末に係る処分をまだ考えているというのはどうかと思う。これは正にA2業者は自分の指定席と思っているから、自分の代わりに他の業者に仕事を回したということである。このような悪質な業者は何の処分もされないのか。

除雪させてほしいと思っても参入の門戸が開かれていないと不満を持っている業者、あるいは多少赤字を覚悟できちんと仕事をしている業者等に対し、示しが見つからないのではないか。

土木部長

確かに指摘を受けてから相当時間が経っているが、その間、実態把握に努めていた。今後、契約規則等の中でどのような対応が可能なのか、早急に検討していきたい。

琴坂委員

丸投げを請け負ったD業者は今年になって追加で入札参加資格を得ている。これはどういう経過で年度途中の入札参加となったのか。資格認定規定第3条では隔年に審査を行うとなっており、やむを得ない場合のみ、追加で参加することができる。

何故、この業者は3年間にわたり、A2業者に成り済まして除雪を行い、今年の除雪がほぼ終了した段階の年度途中に入札資格を得るようになったのか。

契約管財課長

従来の指名参加基準は2年に1回ということであった。これについては他都市でも中間年度で受け付けしている市がほとんどである。そのため、本市でも中間の年度に受け付けるということで今年から始めた。

ただ、この業者を意識して行った訳ではない。小樽市の指名参加の資格認定規則の中に許可をとっても2年を経なければ、受け付けないという基準があり、実績があってもなかなか指名に入らないということで、各市では門戸を広げている。本市でも隔年でも許可の基準に合えば、そのような業者を救っていくということで、今年から始めたものである。

琴坂委員

規定の第3条ではやむを得ない場合となっているが、本市では他都市が行っているのをやむを得ない理由に当てはめたのか。

契約管財課長

基本的には競争を行うのが重点であり、登録業者が少ない場合には登録業者以外にも特例として認め、競わせることが原則である。ただ、委託については、同じ業者が沢山いた中でその業者を何故選んだかは承知していない。

琴坂委員

何故、その業者が委託に入ったかは土木部が把握しているが、入札参加資格者としての手続きは財政部で行うのではないかと。やむを得ない理由は何か。他都市が行っているので市の方針が変わったということか。

契約管財課長

道内33市に照会したところ、各市でも中間の受付を行っている。それについては2年間引き続きその事業が行われていなければという条件があるが、例えば平成7年2月頃に資格を取った場合には、もう2年間遅れるという状況があり、そのような救い方をしたいということから、今年中間年度で受け付けしたということである。

琴坂委員

工事経歴書の中には丸投げの事実は記載されていたのか。

契約管財課長

この業者は今年の4月から建設の土木Dランクである。業務の実績は資料がないので、説明できない。

琴坂委員

それについては後程調べてもらいたい。

この業者は今年の4月から資格を得ているということである。しかし実際には3年も前から除雪の仕事をしてきた。このような形で丸投げしたら、建設業法に違反することは百も承知と思う。それも知らない業者を指名業者にすること自体考えられない。それについても調査をしてしかるべき手を打ってもらいたい。今年の除雪でこれ程苦情が出た業者が2年間も行っていたというのは驚きである。指名業者の資格審査はどのように行われたのか。これについてもA2業者と同様に処分を検討してもらいたい。

日本道路は市内業者を下請けに使っている。これも地域の割り付けをしているので、わざわざ大企業に発注して下請けをさせる必要はない。合理的な地域割りによって、市内業者がより受け取り分が増えるように直接発注すべきと思うがどうか。

今年の冬の大きな苦情は70歳以上の単身世帯に対する配慮に欠けているという点である。理事者に聞けば「その地域を熟知している業者に発注することが一番市民の願いにかなう」というが、そうであれば、その地域にどのような障害者がいるのかも分かっているはずである。福祉除雪を除雪体制の中に組み込んでいくべきではないか。また、JVを組むのであれば、今のような機械除雪中心ではなく、人手による除雪と機械除雪とのJVの方がより効果があると思う。ぜひ検討願いたい。特に今年の冬は、失業給付の資格さえない季節労働者が大量に発生する見通しである。これらの人たちを救済していくシステムを福祉除雪と組み合わせることが、今の情勢に最も必要なことと思うがどうか。

現状の除雪は特定業者の指定席以外の何物でもない。3月議会の認識は撤回してもらいたいがどうか。

小原助役

新たに4月からの入札参加業者については調査させてもらいたい。

一定の地区を統括し、その中で細分化していくのが除雪の効率的な部分である。また雪の中に埋もれている障害物などいろいろな問題があり、地域を熟知し、経験があることを重視してきた。業者の考え方もあるが、そのことについても検討させてもらいたい。

福祉除雪はどちらかと言えば、人力よりも機械除雪による除雪ないし排雪が主になっている。しかし、今指摘の弱者の部分ということもあり、これについても検討していきたい。

季節労働者については、一定の労務者を雇用しながら行っている状況である。応募者は沢山いると思うが、なかなか作業の関係、予算の関係等いろいろな制約があるので、全ての希望者を雇用して除雪を行うということにはならないが、要望があるということを踏まえながら、研究してみたい。

今の方式は長い歴史の中で4ステーションに分け、JVを組んでやってきた。これがベストかと言えば、ベストとは思っていないが、今までの経験上、いろいろ検討した中ではこの形態がいいのではないかと考える。

しかしながら、時代のニーズとともに変化していかなければならないとも考えている。

今指摘のあった「指定席」という捉え方をしているのであれば、私どもの考え方を改めなければならない。そのような業者の意識については今後検討させてもらいたい。

琴坂委員

今の答弁の中にJVの代表法人に対して、その地区を統括する仕事を与えているかのような答弁があった。建築物や土木工事について契約するのと違い、どういう形になるか、具体的にすることができない問題について、ある特定の法人に統括的な権限を委託することはありえない。市職員が業者に使われている現状を改善し、市職員は監督者として行っていくことが望まれている。助役の答弁には納得がいけないことは申し上げておく。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

倉田委員

やすらぎ荘について

入所者に係る費用はどのように算定しているのか。

高齢福祉課長

特別養護老人ホームに係る費用負担は措置費の半分を国が、残り半分为市が負担することになっている。その前段で入所する本人の前年の収入に見合った本人負担と扶養義務者の前年の収入に見合った費用負担額をかかるとして、そこから差し引き、その半分为国が、残りの半分为市がそれぞれ負担するということである。

倉田委員

今後、介護保険が導入された場合、その費用はどのようになるのか。

高齢福祉課長

利用者負担の割を除いた半分为国・都道府県・市町村の負担で、残りの半分为保険料で賄うというものである。

倉田委員

現在、特養老人ホームの中で教養・娯楽等に対する費用はどこから出ているのか。

高齢福祉課長

おむつ代等を含めて、日常生活に要する費用については現在措置費の中で措置されている。

倉田委員

介護保険が導入された場合、この扱いはどうなるのか。

高齢福祉課長

現段階でははっきりしたことは言えないが、日常生活に要する一定の部分については、自己負担もお願いする場合もある。

倉田委員

特養老人ホームに入る場合、介護保険が導入されても本人負担はある。同じ負担をするのであれば、すこしでも綺麗な、住み良い施設に入りたいと思う。その意味でやすらぎ荘は市内にある特養老人ホームの中ではどうなのか。先日の代表質問では「やすらぎ荘のあり方については総合的に検討する」と答弁していたが、それはどういう意味か。

高齢福祉課長

介護保険制度の導入も視野に入れながら、例えば改築をする場合その設置主体をどうするのかという問題もあり、また、場所・用地の問題もある。あるいは受入先の法人の意向もあり、今後策定する老人保健福祉計画の中で十分検討していかなければならない。

倉田委員

現在のやすらぎ荘の土地所有者は誰か。

高齢福祉課長

社会福祉法人育成院である。

倉田委員

設置主体をどうするのか、法人に任せるかといった答弁が出てくるが、結局は市として手放したいということか。

高齢福祉課長

介護保険制度の導入にあたっての市町村の役割は、介護保険事業の企画調整という位置づけになっている。その中で事業計画なり、老人保健福祉計画なりをつくってそれぞれ事業を進めている。その中でどういったあり方がよいのかを考えていきたい。

倉田委員

仮にやすらぎ荘に利用者が十分に集まらない場合、経営上非常に困難な状況が出てくることも考えられる。その場合は市としてどのように考えるか。

高齢福祉課長

介護保険制度が始まると、従前の「運営」ではなく、自ら「経営」をすることになる。その中で他の施設と比べて劣っている面もあるが、カ-テンを替えるなどの工夫も進めながらやっていかなければならないと考えている。

また、経営状況が悪化した場合は、市としても十分研究していきたい。

倉田委員

やすらぎ荘は老朽化が著しく、今後利用者のニ-ズに答えられないという状況になったら、利用者の選択肢が減ることになるのではないか。

市長

老人保健福祉計画では特養老人ホ-ムの目標値は330床であるが、我々が心配しているのは果たして需要に見合うだけの施設があるかどうかである。今の質問では空きが出るのではないかということであるが、そうあれば余力があるが、足りなくなったらどうするのかということもあり、平成12年に公的介護保険制度がスタートすると同時に新たなゴ-ルドプランをスタートさせたいということになっているので、その中で全体の需要量を見ながら、もう少しそのまま利用していくのか、それとも国の補助制度の可能性があるので含めて、改築問題も検討していかなければならない。

現在ある施設の量とマンパワ-の場合は増やしていけばよいが、公的介護保険がスタートした時の施設に入るべき人との需給関係を十分見ていかなければならないと思う。

倉田委員

いつでも安心してサ-ビスを受けれる体制にしてもらいたい。

昨年、要介護認定モデル事業を実施したが、この事業で改善すべき点は何か。

高齢福祉課長

認定審査会の委員から、1回の調査で十分な状況を把握できるのかとか、痴保の状態がよく判定に反映されていない等が指摘されている。

倉田委員

専門家から言われていることは、1回の短時間の調査では実態の把握が不十分であるということである。今後、これらの反省点をどのように生かしていく考えか。

高齢福祉課長

要介護認定については国でも新しい介護保険制度の一つのポイントであるという捉え方から、平成8年度では全国で60ヶ所、9年度は小樽を含めて全国の416ヶ所で行われ、今年9月過ぎには全国の市町村で一斉に実施される予定になっている。

国では8・9年度の各市町村の実施結果を踏まえて、介護保険に合わせた全国共通の認定基準づくりを進めているところであり、モデル事業の結果もその中で十分反映されているものが出来上がってくるものと考えている。

倉田委員

全国一律の認定基準を策定中ということであるが、本市もその基準をそのまま受け入れていくのか。地域の特性や高齢者が多いということを考慮し、本市独自の基準を設け機能させていく考えはないか。

高齢福祉課長

希望する方の状態に着目して、全国公平な取り扱いが望ましいという観点から、全国統一の基準をつくって認定していくという考え方である。したがって本市で独自に地域性や特殊性を加味することは極めて少ない。ただ、今

の制度の中では国が決めたコンピュータの判定ソフトがある。それを1次判定と言っているが、2次判定では保健・医療・福祉の学識経験者なる審査会で、1次判定を覆すに足る事情があったかどうかということで、最終的に介護認定がされるということである。

倉田委員

モデル事業を実施した都市でも、1次と2次判定の開きが大きかったという結果が出ている。介護認定を始める時期はいつからか。

高齢福祉課長

国から示されたスケジュールによると、平成11年10月から準備的に認定を始めることになっている。

倉田委員

平成11年10月から認定作業に入り、平成12年4月の介護保険制度の導入に間に合うのか。導入時までには判定が終了し、介護のメニューがきちんと達成できるのか。

高齢福祉課長

国では審議会の意見を踏まえて、早ければ6月下旬か7月ぐらいには基準が示され、秋には全国一斉に介護認定を行うということになっており、平成12年4月からの施行には間に合うし、また、間に合わせるように努力していきたい。

倉田委員

小樽病院の改築について

今後の病院については新築も視野に入れながら検討しなければならないというが、新築をする上で何が支障となっているのか。

(樽病)総務課長

仮に病院を新築するとなれば、当然起債申請ということになるが、その際には不良債務を解消しなければならないということが一番のネックと考えている。

倉田委員

赤字を全部解消しなければ、建設には取り掛かれないということか。

(樽病)総務課長

起債申請の際には赤字の解消が必要である。

倉田委員

それではほとんど不可能ということではないか。病院の老朽化が著しく進み、周辺には新しい病院ができていく状況の中で赤字解消を待っていたら、樽病の存在自体が危うくなってしまわないか。赤字の解消をどうしたらよいか、むしろ市が赤字を全部背負っていくぐらいのところまでいかなければ、新築は無理なのではないか。

市長

病院新築の条件は、不良債務の問題、建設場所、その後の安定経営が可能か等、いろいろな問題がある。これら全てを解決していくのは非常に難しいと思う。ただ、老朽化の問題を初め、また、これからの安定経営を図っていくためには、そういった問題をいろいろな角度から検討していくということで、病院でも経営検討会議があるし、また、庁内でも会議を持っている。その中で知恵を絞って方向づけをしていきたい。

倉田委員

新築する考えはあるのか。

市長

問題点の解決策について現在検討中の段階である。なんとかそういった問題についての知恵を絞って、また、病院関係者の協力も得て、安定経営のできる、環境のいい病院の建設という方向に向かって努力していきたい。

佐々木(勝)委員

学校給食における環境ホルモンについて

以前から複合汚染と言われて久しいが、このような環境の中に子供たちがさらされている状況を何とかして解消するのが取られるべき対応ではないかと感じている。学校現場にダイオキシン問題が発生した時に、いち早く環境部と調整して焼却炉の使用を中止すると答弁しているが、今回、環境ホルモン問題になると影響がないからということで学説論議を待って判断を下すという論議にいきかねない。

環境ホルモンに対する教育長の見解を示せ。

教育長

ダイオキシンは母乳の検査等でかなり深刻な状況になっているという事実がはっきりしているので、焼却炉の問題はそれを踏まえて対応している。

PC食器については、例えばほ乳ビンに95度のお湯を入れて、それを26度まで冷やしたところ、その物質が検出されたという例がある。

現在、使われている食器はごはんを入れ、それを洗って使用しているが、その洗浄の温度は高く35度程度である。そこから流出されるといっても原因はまだ特定されていない。

全道小・中学校2,205校のうち37.5%がPC食器を使用しているが、そのほかにポリプロピレン製食器については38%の学校で使用している。これについては国や道における検査結果を見守りたい。

また、給食の改善については、検討委員会から「食器は安全なもの」という形で答申が出されており、磁気・ガラス・ステンレスあるいは木その他の使用結果が出ているので、そのようなものの検討も併せて行ってみたい。

佐々木(勝)委員

安全かどうかははっきりしないから、今の食器を継続していくということなのか。それとも疑わしいので、使用しない方法で考えていくのか。子供に関わる問題については安全を第一に、止める方向で考えるべきではないのか。

教育長

環境ホルモンはほんの微量でも人間の成長に影響を与え、そのことは大変心配であると考えている。部内の検討を待たなければならないが、私としては検討委員会の結果を踏まえ、どのようにするのか結論を出していきたい。

佐々木(勝)委員

他都市やオリンピックの例でもそうであったが、安くて安全な食器も開発されている。市内には食器メ-カ-である昭和製器もあり、市内の地場産業に研究してもらおう考えはないか。

教育長

食器の採用については幅広く考えており、地場製品についても念頭に置いていきたい。現在の状況を見ると、5カ年計画でPC食器を今年3月に全部揃えたという町村もある。また、道南では新しい食器から前の食器に戻したところもあり、いろいろな対応がある。

学校給食会を通じて全道の状況も十分把握し、さらに考えていきたい。

佐々木(勝)委員

心の教室について

国の景気浮揚対策に伴う補正予算の中に、心の教室整備事業費として500万円が計上されているが、「心の教室」という名称がつけられた理由は何か。

教育長

文部省において、現在いろいろな問題を持つ児童・生徒がどのような形で学校で指導や相談を受けているのかということを考えてときに、養護教諭は担任教諭を中心とした保健室での相談等が考えられる。

「心の教室」とネ・ミングしたのは例えば保健室に相談室、あるいは保健室と相談室の共用の部屋が必要なのではないかという発想に立っている。ネ・ミングについては大変新しいものと考えている。

佐々木(勝)委員

教育を取り巻く環境では「言葉」が非常に大事になってきている。言い方一つでいじめに発展する場合もある。この事業に予算がついた経過を示せ。

学校教育部長

最近の中学生は悩みを抱え、ストレスがたまる結果、反社会的な行為であるとか、不登校等になっている状況がある。そのような状況を和らげ、気軽に悩みを話せる場所という観点で、小樽としてはそのような教室の改修を行い、整備をしていくということである。

佐々木(勝)委員

今回の提案はいわゆる国の景気浮揚対策に伴う補正予算であり、国の思惑で出されてきた点を危惧するがどうか。

学校教育部長

経済対策ということで、文部省関係では約4,300億円の中でメニューが出されているが、従来からいろいろな形で教育効果に取り組みなければならないという時期にあっていた。それをより効果的に経済波及効果も出るような形で予算化していくという考えに立っている。ストレ・トな地場の経済への波及効果も当然あるが、心の教室事業はより教育効果を高めるという観点に立っていると考えている。

佐々木(勝)委員

「心の教室」は長橋中学校に設置されるが、この事業の考え方はきちんと当該校に伝わっているのか。この事業に対する学校側の受け止め方はどうか。

学校教育部長

事業化にあたり、当然学校長と趣旨・運営方法等も協議しており、今話をした形での取り組みになるかと思う。従来から生徒指導の関係では教育相談室を設けて行っているが、それをより整備して相談しやすい環境づくりをするということである。

ただ、付随して相談員の配置等もメニュー化されているので、これらの事業が今後どのようなようになっていくのか、協議して行っていきたいと考えている。

佐々木(勝)委員

心の教室が具体的にどのように行われるのか。学校現場における管理教育の強化を心配する。今回、長橋中学校に心の教室を位置づけした理由は何か。

学校教育部長

余裕教室転用型で行っていく考えである。物理的に余裕教室がある学校ということ、数的に沢山は取り組めないということがあるので、一番生徒数の多い学校から取り組んでいこうということで、長橋中学校となった。

具体的には同校は1,000人からの生徒がいた学校であり、余裕教室がある。教育相談等にも2教室を使っているため、それをグレードアップしてより使いやすくしていこうということである。設置場所については現在協議中であり、最終決定はこれからになる。

佐々木(勝)委員

心の教室の設置にあたっては、十分に学校現場との合意の上で行ってほしい。

教育長

長橋中学校は市内でも一番多くの生徒を抱えていること、また、特殊学級が存在すること、不登校の生徒がいるという事情もあり、学校と相談して決定した。

1学年・1学級・3間口の中学校を除いて、全ての中学校に心の相談員を派遣したいという構想であるが、道教

委ではまだその具体化に取り掛かったばかりである。子どもは何と言っても児童・生徒とそれにあたる教職員の理解が大切であると考えているので、施設の建設は勿論、そのような教職員の採用についても学校と相談していきたい。

横尾委員

旧桃内小学校区内の児童に対するスク - ルバスについて

小・中学校の通学バス助成制度については実施要綱に基づいて行われているが、旧桃内小学校に係るスク - ルバスについては実施要綱はあるのか。

学務課長

スク - ルバスの運行に係る実施要綱は定めていない。

横尾委員

スク - ルバスの運行状況について示せ。

学務課長

29人乗りのマイクロバスで、1日の運行回数は登・下校の2回である。

横尾委員

この事業は桃内小学校の廃校に伴って平成2年からスタートしたが、当時の児童数は16名であり、これに係る事業ということか。

学務課長

廃校時は小学校低学年の交通安全の確保ということで運行した。ただ、実態としては中学生も登校時に乗車している。

横尾委員

この事業を実施するのに年間500万円程の経費がかかっているが、予算の算定根拠を示せ。

学務課長

マイクロバスの1時間当たりの単価が7,000円、1日4時間で計算し、それを20%割引してもらい、9年度の運行日数が229日ということで運行日数を乗じて算定している。

横尾委員

平成2年当初のスク - ルバス運行経費は約563万円で、1人当たり換算すると35万2,000円余りである。10年度の予算額は約543万円で1人当たりの経費は77万6,000円余りにもなる。当初の経費と比較し2.2倍になっている状況について、どのように考えているか。

学務課長

確かに1人当たり換算すると割高と感じている。

学校教育部長

当初と比べ経費もかかっており、何とか費用のかからない形態で運行できないか、検討を行っている状況である。

横尾委員

仮にタクシーによる通学となった場合、どの程度の経費がかかるか。

学務課長

登校時が67万円、下校時が234万円程かかるということで、年間約300万円くらいかかると考えている。

横尾委員

仮にタクシー1台を往復で使用した場合、いくらになるのか。

学務課長

タクシー - 会社によると1台1,450円ということである。

横尾委員

今のスクールバスを借りれば、1人当たり77万円であるが、タクシー - で分乗した場合その半額以下ということを見ると、やり方を早急に変える必要があるのではないか。

学校教育部長

スクールバス運行事業については、9年度決算で約270万円の交付税が入っている。

ただ、仮にタクシー - を借り上げするとなった場合、交付税は算入されないという国の基準がある。今後、具体的に効率的な運行を考えていく場合に、運行形態・実施方法等を具体的に詰めていかなければならない。

当初、これを運行したときは直営も考えたが、正職の運転手1名を配置する場合、人件費の問題があり、このような形態でスタートした。人件費の部分を例えば嘱託なりも含めて、細部については検討していかなければならないと考えている。

横尾委員

今後の対象児童数をどのように押さえているか。

学務課長

11年度が8名、12年度が10名、13年度が9名、14年度が6名、15年度が5名と推移する。

横尾委員

廃校の際に、父母・地域住民との約束があって今日まで運行されている。しかし、一方では市内に同じバス通学をしている児童が256名もいる。これらの児童に対する助成額は106万7,000円であり、旧桃内小学校区の子供たちにかかる経費の20%にも満たない。1人当たりに換算すると4,171円であり、186倍の格差がある。早急に改善すべきと思うがどうか。

学校教育部長

廃校したということ、地域特性ということ等から、遠距離通学バス助成とは違う観点から行ってきた経過がある。しかし、その中で格差ということがあるので、マイクロバス運行の見直しを行う中で、生じる財源を遠距離通学バスの方に上乗せするなど検討していかなければならないと考えている。

横尾委員

平成2年から実施してきた総経費はいくらか。

学務課長

4,894万1,484円である。

横尾委員

9年間のトータルが約5,000万円ということを見ると、身障者の方からも要望の強いリフト付きワゴン車の購入も可能と思う。この車両価格はどの程度か。

社会福祉課長

3~4人乗りのリフト付き車両で450~500万円である。

横尾委員

思い切ってリフト付きワゴン車を購入し、通常は福祉分野に使い、通学の際にはスクールバスとして使用してはどうか。人件費の問題もあるが、一つの組織の中でどのように組み合わせるのか、どのように市民のニーズに応じていくかを工夫すれば可能と思う。

一方で節減した経費を他の通学助成費に上乗せしていく考え方はある。

平野助役

スクールバスに係る経費の問題については現在教育委員会で協議している。委員から福祉の問題・他に振り分け

る問題の提案があったので、教育委員会の協議を待ってその中で市長部局としてどのような対応ができるのかを考えていきたい。

教育長

早急に考えをまとめ、市長部局と相談いたしたい。

横尾委員

これについては十分地域住民の理解を得ながら行ってもらいたい。

教育長

現在、中学生で10名以上の生徒が通っている状況にあり、小学生が10名程度にだんだん減少していく状況もある。冬期間中学生が乗車を希望するということもあるので、そのような地域の実情も十分考えながら検討していきたい。

秋山委員

ガン検診について

厚生省の研究班よりガン検診の有効性に対する報告書が出され、市民の間には検診を受けても無駄ではないのかという不安の声が聞かれる。また、一方では専門家の間ではガン検診によって発見される場合も多いので、一概に否定できないという声もある。

本市におけるガン検診の状況及び発見件数について示せ。

(保健所)保健課長

本市では毎年5種類のガン検診を実施しており、平成8年度は25、905名中、ガンであった者が52名、9年度は25、654名中56名である。国の方でもこの研究報告については完全に有効性がないと証明されたのではなく、この調査の中身については疫学調査は全然行っておらず、内外のガン検診の効果に関する文献類を集めて評価し報告をしている。有効性について疑問があるとかメディアで発表されているが、国の方では必ずしもそういった解釈とは違うと言っている。

今年度についてもガン検診は継続して行っていきたい。

秋山委員

ガン検診は今後も継続して行っていく考えか。

保健所長

ガン検診の有効性について、厚生省の研究班から研究成果が4月21日に出された。地方分権の時代ということで、このガンに関する補助金も一般財源化された。一番大事なことはいわゆる「保健事業第3次計画」は平成4年から11年迄あるが、この考え方が4月1日から大きく改正されたため、巷ではガン検診がなくなったことになった。

その後、国としてはガン検診は定着しており、研究班の結果を踏まえて、これからガン検診をどのようにしていくかを検討すると言っている。本市としてはその動きを見てから考えていった方が良いのではないかと思う。

今までの保健事業第3次計画から大きく4つの点が変わっている。1次予防に重点を置き、ガンを見つけるといよりも、ガンにならないような保健事業を行っていく。効率的に集団で検診していたのを、住民がそれを受けやすく、また自主的に受けるようにもっていくこと。高齢化社会を迎え、福祉と一体的に行う。今まで一律にガン検診の受診率を国が設定していたが、今後はその地域の特性を踏まえて、市町村ごとにその目標を設定するようにする。これら4点が大きな点である。

これからのガン検診をどうするのか、それぞれの地域に応じて考えていくという状況にある。

秋山委員

今後、市としては国が決めた方向性ではなく、個人のレベルを高めていくという方向性で進んでいきたいという考えか。

保健所長

そのとおりである。

秋山委員

市民の中には検診を行うのが当たり前という感覚がまだ強い。自分の健康は自分で守るという方向性を示していくことも必要なことではないか。

保健所長

健康教育の重要性がますます増してきていると考えている。

秋山委員

当分は本市ではガン検診を実施してもらい、徐々に市民の考え方も自分の健康は自分で守るという方向に進んでいくようお願いしたい。

少子化対策について

人口対策の一環として、今後エンゼルプランを作成していくと答弁していたが、エンゼルプランや子育て支援事業は働く女性の支援に重点が置かれていると思うがどうか。

福祉部長

エンゼルプランを所管する中では今の核家族化の問題、少子化の問題は将来に大きな活力の低下を招くという意味では、安心して子供を育てるとというのが大きなテーマである。

女性のために特にという訳ではなく、今の経済状況はいろいろな課題があるが、とりあえずは女性の社会進出する上で、いろいろな原因を考える中では生み育てやすい環境をつくるというのが趣旨である。

秋山委員

国のエンゼルプランに対する方向性を見ると、文部省では幼稚園就園児に対する補助金の拡充、労働省ではヘルパ-を必要とする従業員に対し、費用を補助する事業主への助成金また、建設省では子育て世帯への居住水準の確保を図るための支援等、働き・生み育てやすいという特定の方に目が向けられている。

現在の不況を反映して、働かないで自宅で子供を育てている若い世帯に対し、子供の通院に係る医療費無料化の拡充を図れないか。

(福祉部)管理課長

乳幼児の医療費助成については道の制度を主体として考えており、市は2歳児までの通院費を対象とし、1歳幅上積みした形で実施している。子育て支援としての歳幅拡充については、道内他都市の状況を調査するなどして研究したい。

秋山委員

出産費用については現在15~25日間の間で支給しているが、期間の短縮化を図り、早期支給の方向で検討できないか。

保険年金課長

具体的には関係課と詰めていないが、1週間単位なので最大14日以内には支給したいと考えている。

斉藤委員

新おたる農協について

今回の予算措置にあたり、その対応は不自然に感じている。現在、調査中のことであるが、どのような内容を調査しているのか。

経済部副参事

経理内容を正確に把握すること、また、合併に伴い旧小樽市農協との関係でいろいろな問題があるようなので、その辺も改めて詳しく調査するということである。

斉藤委員

農協に1,800万円の不良債権があったのか、なかったのか。その点だけを確認するだけで調査は終わるのではないか。

経済部長

農協から不良債権と退職手当引当金の不足という要請があったところだが、時系列の中で変化していることを含め、再度確認しながら、また、それに伴って例えば決算上は処理済ときいているが、その辺のことも含め、さらにその処理によって他の部分で影響負担もあるのではないかとこの点も調査している。

しかし、難しい内容であり合併という状況もある中で、我々としても実務経験がなく、手間取っているのが現実問題としてある。

斉藤委員

時系列的というが、不良債権が処理されたのは2月末日であり、これは既に分かりきっていることである。一生懸命やっているのはいいが、この流れをきちんと解明するということになれば、経理の専門家が何人も入って伝票類を全て見なければ分からないのではないか。

部長の話の聞いていると、あたかも事務処理上と実態とが違っていても構わないという認識すら受けとれる。本当は実態をそのまま数値に置き換えたのが経緯だと思うが、どうか。

経済部長

当然、事務処理をされて解消というようなことで聞いている。それに伴って処理をするために、当初市へ支援をお願いしたいというような部分が、当初の予定通りあるいは向こうで考えているとおり、合併日前に処理がされていれば、不良債権あるいは退職手当引当金不足分等には、ひょっとして充当できて、解消ということもあったかもしれない。

そういうことからすると、別の部分で新おたる農協に対する責任があるのではないかとこの点も感じているので、その辺のことを詳細に調査してみたいと思っている。

斉藤委員

市は直接的な権限を持ち合わせていない。厳密に言えば、予算編成時にその内容を見極めたのかという点については責任として残ると思う。ところが先方の資料内容が度々変わっており、その都度市に示されなければ内容は分からない。その意味で旧農協の対応は不誠実である。

遊休資産の売却に至る手続きについて尋ねたら、「平成9年12月6日及び同12月23日に臨時総会が開催され、合併に必要な諸議案が審議された。損失処理案についても合併日見込貸借対照表に基づいて説明がなされ議決された。」と答弁されている。

合併の資料では、貸借対照表は別として「固定資産の取得処分について」という議案が出されており、「平成9年度において業務遂行上必要な別紙固定資産の処分及び代替資産取得を承認願いたい。具体的な執行については理事会に一任願いたい」という議案を提出し、認めてもらっている。

別紙資料には「買い取る」と「売ります」という欄がある。「売ります」の欄には今回の土地処分が載っていない。これであたかも総会で正常な手続きで進んでいるようになっているが、これはただ農協から聞いた話をそのまま答弁しているわけだが、答弁としては事実誤認だ。

合併予備契約書第7条には「財産は引き継ぐ」と書いてある。同条に基づいて「遊休資産全部が引き継がれている」また、「予備契約書に基づいてやっているから大丈夫なのだ」といっているが、同じ予備契約書の第9条には「財産の処分は合併が成立するまでは被合併組合間、つまり今回一緒になる積丹等の組合と予め協議をしましょう」

と決められている。

しかし、答弁では第7条に基づいてといているが、被組合間で小樽市農協の資産売却について協議がなされたという事実を聞いているか。

経済部副参事

その辺の確認はしていない。

斉藤委員

経済部の方では尋ねたが、その説明を受けていないから、このような答弁になってしまう。新おたる農協の財産として、小樽市に引き続き土地を買って欲しいという意味決定が必要である。これに対する答弁は「新おたる農協は財産を引き継いでいるから、その処分については5月12日の新おたる農協理事会において決定されたと聞いている」と市長は答弁している。

新おたる農協から小樽市に対して要請があったのは4月1日であり、理事会で合意する1カ月半も前に、あたかも新しい組織で決定が下されたようになっている。

このようなことが続くと、旧農協が7月24日に土地の売却を要請に来ているが、それに先立つ6月14日の理事会において、果たして本当に決定されたのかということになる。平成9年6月14日の理事会の事実関係を確認しているか。

経済部副参事

その日付及びその日開催された理事会については役員の方から口頭で確認している。

斉藤委員

理事者は今のような矛盾点が沢山あることを知らなかったと思う。

旧小樽市農協では不良債権回収のため自助努力をしてきたと思うが、その内容を示せ。

経済部副参事

組合長の役員報酬は7年度から無報酬である。さらにはここ5～6年で概ね年間1名程度の退職者がいたが、これを不補充としている。また、資本金の増成についても平成4年から5年間、1名について2万円ずつ特別増口運動を行うなどの自助努力を聞いている。

斉藤委員

国道拡幅によって入ってきたお金をやり繰りして不良債権をなくした。逆から考えるとやり繰りは自助努力だから、その結果1,800万円を解消したということではないか。

経済部長

聞いているところでは、決算の中で当初考えていたものが、処理済であるということでは伺っている。やり繰りの自助努力によっていろいろお願いされていた部分で、もし実行ができていれば今言った部分で解消し、なお、今後に残るものがあるのかははっきり分からないが、そういうものも責任を果たしていないものがあるかもしれないと感じている。

斉藤委員

予算は目的が変わっても良いものなのか。

財政部長

原部から事情聴取する際に、その説明に基づき市としてどうなのかを判断して予算づけを行う。話を聞いたことと結果的に違となれば、それは問題であろうと思う。

斉藤委員

なんとか方向転換をした方が良いと思う。今回、旧小樽市農協の不良債権1,820万円はない。とすれば、新おたる農協から財産を買い、それが新おたる農協の不良債権の処理に使われることになる。新おたる農協の不良債

権を減らす効果が生まれる。

ところが、新おたる農協には旧小樽市農協から引き継いだ債務がないのだから、小樽市の税金を使って他地域の農業者がつくった債務を減らすということになる。これが果たして良いのかどうか。

市長

これについては、調査の上報告させてもらいたく、しばらく議論を待ってほしい。

私の聞いている範囲では、最初不良債権がいくらあって、退職手当引当金の積み不足を併せると6,000万円あり、なんとか土地を処分してその一部を援助してもらいたいということで、私も一度だけ会っている。

仮に全く借金なしで合併したとか、合併するときの合併前日のバランスシートの中で、全く借金はないという形になっているのか。それとも例えば当然買うべきものを未払いにしておくとか、あるいはレンタルにしてやっていく等、いろいろな面でやり繰りする。そうすると引き継いだものは新おたる農協が払っていかなければならない。

今、指示しているのは旧小樽市農協が新おたる農協に合併する時に何らかの債務を残しているのかどうか。例えば買わないでリースにしたものは本当はリースではなく、土地代で払ってほしいということになる。帳簿上は貸借対照表をきちんとしたけれども、別な形で借金を背負っていれば、これは今後の処理の中で支払っていくということもあるのだろうと思う。

目的は合併にあたっての債務を支援してほしいということである。何らかの一部を援助し、農業振興ということもあるし、これまでいろいろと農協として努力をして、他の農協については町村がバックアップして赤字を持たせないようにして一緒にしている。何か形を変えたやり方で行っているのではないかという意味で調査の指示をしている。

綺麗な形で合併していかなければならないという面に欠けるところがあれば、そういう面で土地を買うということはお願ひしたいと思っている。合併する前のバランスシートのあり方や合併後の対策の関係というものはもう少し究明する必要があるので、しばらく時間を貸していただきたい。

鈴木委員

小樽病院の経営改善について

現在、樽病の累積赤字は36億円になっているが、その経過をみると昭和61年を分岐点に赤字が極端に増えている。単年度で言うと平成5年度には12億円も増えている。この時点が何かキポイントになっていると思うがどうか。

(樽病)総務課長

昭和61年度は入院患者も相当あり、今であれば診療報酬上、看護の点数が低いが、その当時は入院患者がいればいるほど収入になった時代であった。その後、診療報酬の改正がされ、収入の減少によって昭和63年から平成5年まで一般会計からの繰入金で賄っていた。昭和62年の病床利用率は81.8%、平成5年が74.3%ということで6ポイント程落ちている。そのようなことが収益の悪化の一つになっている。また、それに伴って特別繰り入れをしていたが、それがなくなり病院の自助努力だけでは賄い切れずに赤字が増えてきたという状況である。

鈴木委員

現在、院内では検討委員会が開催され、病院の赤字解消に向けた取り組みが行われていると思うが、その内容を示せ。

(樽病)総務課長

経営改善策として平成5年に計画を立て、平成6年からいろいろ実施してきた。6年には小樽病院で1病棟を休床し、人件費の削減、ボイラ業務や管理業務の委託等を行ってきた。平成7年には2対1看護の実施により、約2億6,800万円の収益の改善がされた。平成8年度には適時適温の食事ということで診療報酬の増額を図った。また、この時には次長職がいたが、これを廃止して人件費の削減を図った。平成9年には医療事務の民間委託を行

い、職員を減らし約2,000万円程の歳出を減らしている。また、ドクタ - の公宅跡地を売り払うということを行っている。

鈴木委員

平成10年4月から新たに専門外来を設置したとのことだが、これによりどの程度の効果が期待できるのか。

(樽病)総務課長

金額的にはまだ集計していないが、違う病院から樽病の呼吸器に通院してきたり、専門外来を行っているということで患者が通院している。その点では専門外来は市民にある程度周知されてきたと考えている。

鈴木委員

現在、36億円もの累積赤字があり、更に努力を重ねていっても単年度決算で見たときの赤字は、今後減っても年に2~3億円が限界ではないか。単年度の赤字をどこまで押さえられるかが、これからの問題かと思うが、どうか。

(樽病)総務課長

樽病・二病とも経営検討会議を立ち上げ、院内において経営改善に向けた検討を行っている。まだ、検討を始めたばかりなので、具体的に話をする事ができない。

鈴木委員

仮に単年度の赤字をゼロに持っていったとしても、この累積赤字を解消することは不可能なことではないかと思っている。新病院の建設については、市長に決断を願いたいと思っているが、起債を起こす場合には累積赤字を解消しなければならない。

その意味では大きな決断をしなければならない大事な時期に来ているのではないか。起債申請を行う場合、36億円の累積赤字をゼロにしなければならない。その際に累積赤字を市民の合意の下に、市が負担するというは可能か。

財政部長

一般会計の予算編成においても、大変厳しい財政状況である。36億円を一度に一般会計から繰り入れることは難しいかと思う。

鈴木委員

経営改善する中で、やるしかないと思うが、他に何か方法はあるか。

平野助役

過去に赤字がなかったのは一般会計で補っていたため、このような形になってきた訳であり、平成5年度に大きくなってきたのが実際の姿である。これでは大変だということで、いろいろと削減を行い今の形になっている。累積赤字のゼロはおそらく不可能と考えている。公立病院の場合は当然課せられたものがあり、どこの公立病院でも赤字を抱えながら経営している。

道内他都市でも新病院を建設しているが、このような公立病院もおそらくいろいろな借金を抱えていたと思う。その中で建設を行ってきたわけであり、病院は病院としていろいろ改善できるものは行い、その外に庁内で関係部局を含めて検討している。

鈴木委員

総合運動公園構想について

教育長答弁では計画を破棄するとか、白紙にするというのではなく、検討を重ねていきたいということであった。しかし、現状としてこの構想の実現は不可能であるし、このまま構想を引きずっていくことは却って市民の期待を裏切ってしまうことになるのではないか。新しい発想のものをつくっていくべきと思うがどうか。

社会教育部長

総合運動公園構想はその後の状況等から考えて実現は困難と考えている。その間、企画会議において、既存施設との調整を図りながら、新しい計画について検討をしている。

教育長

平成元年に策定された総合運動公園構想の実現は全く難しいと考えている。同公園構想自体の考え方は教育委員会の所管ではないが、企画会議でそのようなことを提案することはできるのかと考えている。

鈴木委員

これについては教育委員会と土木部とが連携を取りながら、今後進めていきたいという答弁であったが、土木部はこの問題についてどのように考えているか。

土木部長

過去いろいろな機会をとらえて、何度も教育委員会と話を詰めてきた。今回の企画会議にかけている部分も前段で十分詰めた中で、最終的にどのような方向性を見い出していくか。現在、ジャンプ台の工事を土木部で行っているが、ジャンプ台の利用問題もあるので、そのようなことも含めながら十分連携を取ってやっている。これからの方向性が出る中で事業手法も含めて教育委員会とは密接な連携を取りながら、対応していきたい。

鈴木委員

先の総合運動公園構想は白紙に戻ったと理解してよいか。

市長

確かに総合運動公園構想は当初からお金がかかる構想であり、また、その後の地盤調査によって軟弱地盤が多く、大きな建物は建てずらい所がある。ジャンプ台をつくるにあたり、いろいろと風向き等を考えて少し形を変えたので、実質的に使える所が減ってきているということもある。また、あそこに例えば野球場をつくる場合、今の桜ヶ丘球場も併存しながら行うべきという意見等もある。

ジャンプ台が一つできたし、このような構想の考え方を生かしながら、スキ - のクロカンコ - スをつくるとか、あるいはジャンプ台に関連した場所の中にラグビ - やサッカー - 場をつくれぬか、より現実的な方策について検討を行っている。今、その作業に入ったところであり、基本的にあの考え方は生かしてやっていきたいと考えている。

鈴木委員

現在、企画会議で協議を行っているが、同会議の構成メンバ - について示せ。

(企画部)山崎主幹

同公園構想を議論するために企画会議を設けたということではなく、従来から規則の中で企画会議規則があり、その中の一つの案件として「社会体育施設の現状と今後の施策」という課題で、社会教育部からの議題として取り上げ議論している。

構成メンバ - については、規則上は市長が指定する職員となっており、今回の社会体育関係については、三役・教育長・関連する11部の各部長・局長の15名で構成されている。

鈴木委員

前の総合運動公園構想から、より現実的に希望が見えてきた感じがする。

総合運動公園内におけるクロスカントリー - コ - スの設置についてはどうか。

社会教育部長

企画会議の中にそれらの項目も含めて検討している。

鈴木委員

市民は一日も早くその実現を待っているのです、具体的な姿を示してもらいたい。

消防体制について

昨年は火災の発生件数が非常に多かったが、平成10年度の件数及び出火原因について示せ。

(消防) 予防課長

平成10年今現在で発生件数が44件、昨年と比較し12件の減少である。また、出火原因についてはタバコによるものが10件、昨年と比較すると1件の増である。また、放火は今年が4件、昨年と比較すると6件の減少となっている。なお、死者は今年が2名に対し、昨年は4名であった。

鈴木委員

現在の消防力は昭和36年に国から示された基準に基づいて体制づくりがなされている。30年以上も経過している現在、その当時の体制と比較すると人口形態・町並みなどその形態は変化している。また、築港再開発や望洋パ・クタウムの開発が進められている中で、小樽が持つ山坂・海岸線に細長いという地形を考えた場合、単純に国の基準に合わせるのではなく、独自の発想をしていかなければ安全は確保されないと思う。

これらの点を考えながら、今後の消防体制のあり方についてどのように考えているか。

(消防) 総務課長

消防力の基準は昭和36年8月に告示されたものである。その後三十数年、いろいろ社会環境を含め、市街地の構成・建物の不燃化の進捗状況・通信網の充実等、消防活動に係るいい方向で進展している。また、国においても三十数年を経過している中で、いろいろと地域の実情等、社会環境の進展に伴って、基準の見直しの方向に着手していくことも聞いている。

また、小樽市においても市街地の構成が郊外へと伸びていくという状況もある。環境の変化等々を総合的に判断しながら、より市民にサービスを低下させないで、安心した街づくりに向かって検討していきたいと考えている。

鈴木委員

来年3月には築港地区にOBCがオ・ブンするが、これに対する対応は十分なのか。

(消防) 総務課長

築港ヤ・ド周辺には直近に消防署、隣接する花園出張所・朝里出張所等があり、距離的な問題を考えると全く署・所の配置等々については問題はない。車両の配置についても特殊な火災が発生した場合にはヘリポート等の指導も行っており、それに伴う人命救助活動も可能かと考えている。現況の中での体制で対応していきたい。

委員長

散会宣告。